

随意契約一覧表

契約日	件名	契約金額(税込)(単位:円)			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数	
		当初	変更経過	最終(現時点)								
001	令和4年06月06日	歴史都市・京都から学ぶジュニア京都検定テキストブック(17版)の購入	5,995,000		5,995,000	教育委員会生涯学習部 学校地域協働推進担当	京都新聞企画事業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第7号	物品			
002	令和4年04月01日	京都市総合教育センター 新研修・学習ポータルサイト(家庭学習支援システムを含む)保守運用業務	7,623,000		7,623,000	教育委員会事務局 総合教育センター 研修課	アライドテレンス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
003	令和4年06月30日	京都市総合教育センター整備工事 ただし、昇降機設備改修工事	25,300,000		25,300,000	教育委員会事務局 総合教育センター 研修課	三菱電機ビルソリューションズ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			
004	令和4年06月13日	就学援助等システムの標準準拠システム移行に伴うBPR及び調達仕様書等策定支援業務	26,147,000		26,147,000	教育委員会事務局総務部 調査課	アビームコンサルティング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
005	令和4年04月01日	京都市立京都北小中学校スクールバス運行管理等業務委託	18,565,000		18,565,000	教育委員会事務局総務部 調査課	公益財団法人きょうと京北ふるさと公社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
006	令和4年04月01日	京都市生涯学習総合センター・図書館等の事業実施等及び公金の徴収事務に関する委託	1,576,033,000		1,576,033,000	教育委員会事務局 生涯学習部 施設運営担当	公益財団法人 京都市生涯学習振興財団	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
007	令和4年04月01日	醍醐中央図書館管理委託	5,517,600		5,517,600	教育委員会事務局 生涯学習部 施設運営担当	株式会社長谷工コミュニティ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
008	令和4年04月01日	紫野高等学校他計4校における教育用パソコン等保守管理業務委託	5,808,000		5,808,000	教育委員会事務局 総務部 学校事務支援室	京セラコミュニケーションシステム株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
009	令和4年04月01日	京都市教育委員会データセンターの使用に係る個別契約について	34,018,600		34,018,600	教育委員会事務局 総務部 学校事務支援室	西日本電信電話株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	過去に有	有	2
010	令和4年04月01日	LTEデータ通信回線サービス提供業務	64,800,000		64,800,000	教育委員会事務局 総務部学校事務支援室	Sky株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
011	令和4年04月01日	令和4年度京都市教育ネットワークシステム追加運用保守業務委託	188,100,000		188,100,000	教育委員会事務局 総務部学校事務支援室	アライドテレンス株式会社	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	物品			
012	令和4年04月01日	令和4年度光京都ネットGIGAスクールサービス提供に係る個別契約について	66,054,120		66,054,120	教育委員会事務局 総務部学校事務支援室	光京都ネットGIGAスクールサービス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
013	令和4年04月01日	令和4年度 教職員人給業務システム保守・運用支援業務	24,489,795		24,489,795	教育委員会事務局総務部 学校事務支援室	日本電気株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
014	令和4年08月31日	情報漏洩防止システムの買置備(平成29年度開始分)(令和4年度再リース)	6,048,900		6,048,900	教育委員会事務局 総務部学校事務支援室	NECキャピタルソリューション株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
015	令和4年08月31日	物理認証デバイスによるユーザ認証機能付きサーバシステム運用業務	6,116,000		6,116,000	教育委員会事務局 総務部学校事務支援室	日本電気株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
016	令和4年04月01日	京都市立中学校(校区内小学校含む)給食校外調理等業務委託(第1ブロック)	予定総額 157,731,583		162,663,583	教育委員会事務局 体育健康教育室	デリカハウス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
017	令和4年04月01日	京都市立中学校(校区内小学校含む)給食校外調理等業務委託(第2ブロック)	予定総額 147,178,150		152,485,150	教育委員会事務局 体育健康教育室	株式会社ファーストフーズ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
018	令和4年04月01日	京都市立中学校(校区内小学校含む)給食校外調理等業務委託(第3ブロック)	予定総額 206,058,380		211,995,380	教育委員会事務局 体育健康教育室	株式会社ファーストフーズ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
019	令和4年04月01日	京都市立総合支援学校給食校外調理等業務委託(第1ブロック)	85,581,622		87,197,622	教育委員会事務局 体育健康教育室	デリカハウス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
020	令和4年04月01日	京都市立総合支援学校給食校外調理等業務委託(第2ブロック)	81,698,378		82,982,378	教育委員会事務局 体育健康教育室	株式会社ファーストフーズ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
021	令和4年04月01日	京都市立終野小学校給食調理業務委託	60,904,800		60,904,800	教育委員会事務局 体育健康教育室	フジ産業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	有	1
022	令和4年04月01日	京都市立日野小学校給食調理業務委託	63,003,600		63,003,600	教育委員会事務局 体育健康教育室	フジ産業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	有	1
023	令和4年04月01日	京都市立神川小学校給食調理業務委託	73,260,000		73,260,000	教育委員会事務局 体育健康教育室	フジ産業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	有	1
024	令和4年04月01日	京都市立久我の杜小学校給食調理業務委託	67,280,400		67,280,400	教育委員会事務局 体育健康教育室	フジ産業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	有	1

随意契約一覧表

契約日	件名	契約金額(税込)(単位:円)			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数
		当初	変更経過	最終(現時点)							
025	令和4年04月01日	令和4年度学校給食業務に係る委託契約	17,950,000		17,950,000	教育委員会事務局 体育健康教育室	(公財)京都市学校給食協会	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品		
026	令和4年04月01日	学校保健に関する調査・研究等の事業実施委託について	6,784,000		6,784,000	教育委員会事務局 体育健康教育室 学校保健担当	京都市学校保健会	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品		
027	令和4年04月01日	令和4年度京都市立学校(園)の飲料水、プール水及びプール循環ろ過装置の水質検査及びダニアレルゲン量、教室等の空気検査実施委託(環境衛生)	9,681,000		9,681,000	教育委員会事務局 体育健康教育室 学校保健担当	京都市学校薬剤師会	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品		
028	令和4年04月01日	令和4年度京都市立学校児童・生徒心臓検診実施委託	予定 総額 41,232,576		41,232,576	教育委員会事務局 体育健康教育室 学校保健担当	一般社団法人 京都府医師会	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品		
029	令和4年04月01日	令和4年度 生徒結核検診及び学校教職員健康診断委託業務(上・中・ 左・東・山)	予定 総額 26,652,606		26,652,606	教育委員会事務局 体育健康教育室 学校保健担当	一般財団法人 京都予防医学セン	地方自治法施行令第167条の2第1項 第8号	物品		
030	令和4年04月06日	小栗栖中学校区小中一貫教育校施設整備事業及び西陵中学校区小中一貫 教育校施設整備事業木材調達支援業務	5,833,300		5,833,300	教育委員会事務局 教育環境整備室	NPO法人サウンドウッズ	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品		
031	令和4年06月22日	小栗栖中学校区小中一貫教育校施設整備工事及び西陵中学校区小中一貫 教育校施設整備工事に伴う木材製造請負業務	276,430,000		276,430,000	教育委員会事務局 教育環境整備室	京都府木材協同組合連合会	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品		
032	令和4年09月30日	京都市立学校及び教育施設照明設備LED化簡易型ESCO事業(その3)に 係る業務委託	122,045,685		122,045,685	教育委員会事務局 教育環境整備室	株式会社豊原電気土木	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	有	
033	令和4年04月01日	令和4年度 京都市小中一貫学習支援プログラム	予定 総額 169,642,700		169,642,700	教育委員会事務局 指導部学校指導課	東京書籍株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	有	
034	令和4年04月01日	採点・集計ソフトウェア等教育系クラウドサービス提供業務	6,747,840		6,747,840	教育委員会事務局 指導部学校指導課	株式会社シンプルエデュケーショ	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	有	
035	令和4年04月01日	個別学習向けデジタルドリル等教育系クラウドサービス提供業務委託	52,712,000		52,712,000	教育委員会事務局 指導部学校指導課	株式会社ベネッセコーポレーショ	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品	有	
036	令和4年05月02日	「華道体験活動事業」に係る業務の実施	19,600,000		19,600,000	教育委員会事務局 指導部学校指導課	京都いけばな協会	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品		
037	令和4年06月29日	京都市青少年科学センター整備工事ただし、展示棟空調設備その他改修 工事	172,590,000		172,590,000	京都市青少年科学セン ター	京近設備工業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第8号	工事		
038	令和4年04月01日	令和4年度 京都市野外活動施設花背山の家の清掃・宿直等業務	36,747,848		36,747,848	教育委員会花背山の家	株式会社花背山の家協会	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品		
039	令和4年04月01日	京都市立総合支援学校スクールバス運行業務委託(新型コロナウイルス 感染拡大防止増車4台分)	35,178,000		35,178,000	教育委員会 指導部 総合育成支援課	エムケイ観光バス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品		
040	令和4年04月01日	令和4年度視覚障害のある市民の成人講座	8,788,600		8,788,600	教育委員会 指導部 総合育成支援課	公益社団法人京都府視覚障害者協	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品		
041	令和4年04月01日	京都市立呉竹総合支援学校児童生徒等の京都市立桃陽総合支援学校への 送迎を行うスクールバスの運行業務	予定 総額 14,256,000		14,256,000	教育委員会 指導部 総合育成支援課	エムケイ観光バス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	物品		

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
歴史都市・京都から学ぶジュニア京都検定テキストブック（17版）の購入
- 2 担当所属名
教育委員会事務局生涯学習部学校地域協働推進担当
- 3 契約締結日
令和4年6月6日
- 4 履行期間
令和4年6月6日～令和4年6月30日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市中京区烏丸通夷川上ル少将井町239番地 京都新聞企画事業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
5,995,000円
- 7 契約内容
歴史都市・京都から学ぶジュニア京都検定テキストブック（17版）の購入
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
時価（税抜価格926円）に比して著しく有利な価格（税抜価格500円）で契約を締結することができるため
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第7号
- 10 契約の相手方の選定理由
業者が販売元であり、時価より有利な価格で購入が可能なため
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市総合教育センター 新研修・学習ポータルサイト（家庭学習支援システムを含む）保守運用業務
- 2 担当所属名
教育委員会事務局 総合教育センター 研修課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日～令和5年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市中央区本町2-5-7
アライドテレシス株式会社 関西中四国支社関西支社
- 6 契約金額（税込み）
7,623,000円
- 7 契約内容
 - (1) クラウドサービス運用保守
 - (2) CMS環境運用保守および技術サポート
 - (3) 動画配信サービス技術サポート及びデジタルブック技術サポート
 - (4) 年次バージョンアップ作業
 - (5) 報告業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本件委託業務の履行にあたっては、京都市総合教育センターの業務に支障をきたすことがないよう迅速かつ適切に対応することが求められ、当該ポータルサイトの構築業務を行った業者以外では業務の遂行が困難なため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市総合教育センター整備工事 ただし、昇降機設備改修工事
- 2 担当所属名
教育委員会事務局 総合教育センター 研修課
- 3 契約締結日
令和4年6月30日
- 4 履行期間
令和4年7月1日～令和5年1月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区天満橋一丁目8番30号
三菱電機ビルソリューションズ株式会社
- 6 契約金額（税込み）
25,300,000円
- 7 契約内容
(1) 昇降機設備工事（既存1、2号機の制御盤、操作盤、巻上機等の機器改修工事）
(2) 撤去工事（上記工事に伴う撤去工事及び発生材処理）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本工事は、エレベータの一部の機器（制御盤、戸開走行保護装置、液晶表示操作盤、巻上機等）のみを更新する工事であり、更新機器と既設利用の機器との互換性を保証し、エレベータとして安全な運用を保証する必要があるが、機器の制御及び信号のやり取りについては製造者独自の技術が用いられており、他社製品との互換性は保証されていないこと、製造業者以外の者がシステム全体にわたる他社の独自技術を解析することは困難であり、エレベータの安全な運用に支障をきたすことから、既設の主製造者である三菱電機ビルソリューションズ株式会社と契約する必要があるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

工事費内訳

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費				
直接工事費	1	式	20,691,000	
計			20,691,000	
共通費				
共通仮設費	1	式	584,898	
現場管理費	1	式	750,981	
一般管理費等	1	式	3,093,121	
計			4,429,000	
工事価格	1	式	25,120,000	
消費税等相当額	1	式	2,512,000	消費税率 10 %
工事費	1	式	27,632,000	

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
就学援助等システムの標準準拠システム移行に伴うBPR及び調達仕様書等策定支援業務
- 2 担当所属名
教育委員会事務局総務部調査課
- 3 契約締結日
令和4年6月13日
- 4 履行期間
令和4年6月13日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
アビームコンサルティング株式会社
- 6 契約金額（税込み）
26,147,000円
- 7 契約内容
就学援助事務、学齢簿事務について、現行の本市情報システムと国が令和3年8月に公表した標準仕様書（第1.0版）との差異分析等の影響度調査（令和3年度実施）の結果も踏まえ、本市が標準準拠システムに基づいた事務を円滑に執行できるようBPRの検討を支援するとともに、標準準拠システム移行に向けた移行計画書（案）の策定、情報提供依頼（RFI）の実施・取りまとめ及び必要な経費の積算、調達仕様書の作成及び提案の評価基準書案の作成等業務について委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務委託に関する事業者の選定は、価格以外の要素における競争の占める割合が大きく、競争入札には適さない。そこで、公募型プロポーザル方式にて受託候補者の公募を実施し、システム等調達に係るコンサルティング業務実績や業務責任者・担当者の略歴、実施体制・プロジェクト管理、実施スケジュール、事業趣旨の理解及び支援内容、基本計画作成方針等について、申込みのあった事業者からの提案内容を総合的に評価した結果、アビームコンサルティング株式会社を選定した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市立京都京北小中学校スクールバス運行管理等業務委託
- 2 担当所属名
教育委員会事務局総務部調査課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
契約締結日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市右京区京北上弓削町段上ノ下2番地の1
公益財団法人きょうと京北ふるさと公社
- 6 契約金額（税込み）
18,565,000円
- 7 契約内容
 - ・京都市立京都京北小中学校の登下校のためのスクールバス運行管理業務
 - ・同校の校外学習及びクラブ活動等における運行
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
公益財団法人きょうと京北ふるさと公社は、地域交通機関である京北ふるさとバスを運行している。スクールバスと京北ふるさとバスは一体的に運行しており、当該法人が唯一の委託先である。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和4年度京都市生涯学習総合センター・図書館等の事業実施等及び公金の徴収事務に関する委託

2 担当所属名

教育委員会事務局生涯学習部施設運営担当

3 契約締結日

令和4年4月1日

4 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区聚楽廻松下町9番地の2
公益財団法人京都市生涯学習振興財団

6 契約金額（税込み）

1,576,033,000円

7 契約内容

京都市生涯学習総合センター（京都市生涯学習総合センター山科を含む。）、京都市図書館及び京都市久世ふれあいセンター条例第1条第2項第2号に規定する図書施設で実施する生涯学習振興事業の実施及びこれらの施設の使用料等に係る公金の徴収事務

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

京都市では、生涯学習の拠点として、また読書活動を通して市民の教育と文化の発展に寄与する施設として、昭和56年に京都市社会教育総合センター（現在の京都市生涯学習総合センター、愛称「京都アスニー」。）及び中央図書館を開館した。

公益財団法人京都市生涯学習振興財団（以下「財団」という。）は、この両施設において、産学官の連携により、京都の持つ歴史と文化を生かした最高水準の生涯学習事業を実現するとともに、当時は全国的にもほとんど行われていなかった「土日と夜間も開館する市民にとって利用しやすい施設運営」を実現し、さらに、それらの事業を効率的に行うことを目的として設立した財団である。

財団の設立にあたっては、財団が実施する生涯学習事業の資金を安定的・継続的に確保するため、千玄室氏（初代の財団理事長、現在の京都市生涯学習総合センター所長）を呼びかけ人代表として、京都の各界各層に協力を要請し、約2億円の寄付金を募って「京都市社会教育振興基金」（現在の「京都市教育振興基金」）を創設しており、以後30年余にわたり、当初の目的に沿って、基金の運用収益を補助金として財団事業に充当してきている。

生涯学習事業においては、京都大学をはじめとする多くの地元大学、放送大学、国際日本文化研究センター等の関係機関や経済界との連携はもとより、各界を代表する学識経験者の方々の協力の下、「最新の研究内容や取組をわかりやすく市民の皆様へ」との方針を掲げ、各種の教養講座をはじめとする様々な事業を推進する中で「アスニーブランド」を確立し、市民の厚い信頼を得て京都市の生涯学習事業の中心的な役割を担ってきている。

また、図書館では、図書の貸出業務だけではなく、120人以上もの司書資格をもつ職員によるレファレンスサービスをはじめとする高い専門性を生かした取組、さらには各学校や地域、各種団体との連携事業を実施しており、市民・各種団体から高い評価を得ている。

こうした公共性と専門性の高い事業を、効果的人員配置等により推進し、全て市職員を配置した場合と比べて人件費を約7割に抑えるなど効率的運営を実現している。

以上のとおり、財団は、今日までその設立趣旨に沿って、幅広く様々な生涯学習事業を効率的に展開し、40年以上にわたり大きな成果を挙げてきており、京都市の生涯学習事業は、当初の目的どおり、財団により、高水準の生涯学習事業を一層効率的に推進していく考えであり、随意契約により委託するものである。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
醍醐中央図書館管理委託
- 2 担当所属名
教育委員会事務局生涯学習部施設運営担当
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都港区芝2丁目6番1号
株式会社長谷工コミュニティ
- 6 契約金額（税込み）
5,517,600円
- 7 契約内容
醍醐中央図書館の設備等管理委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

パセオ・ダイゴロー西館は、民間の各種専門店の店舗がある商業施設をはじめ、体育館、図書館、老人福祉センター、老人デイサービスセンター、シルバー人材センター、児童館、郵便局など様々な公共施設を併せ持った他に例のない複合施設であり、株式会社長谷工コミュニティが建物を建設した。

建物は、当初から設備管理、防火管理、セキュリティ等西館全体を一括集中管理する「防災センター」の設置を前提に建設されており、個々の施設に単独で管理する設備を備えていないため、閉館後（施錠・機械警備への切換後）の清掃業務や設備保守、緊急時による出入等はその都度防災センターの警備と密接に連動する。

上記のことを踏まえ、建物・設備等に熟知していることなどから、建物の大部分を占める共用部等については、京都醍醐センター株式会社が株式会社長谷工コミュニティと「防災センター」における設備・警備・清掃管理を一括で委託しており、図書館についても単体では専有部分の管理ができないため、防災センターの管理を委託されている株式会社長谷工コミュニティと設備管理・清掃業務の委託契約を結ぶものとする。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
紫野高等学校他計4校における教育用パソコン等保守管理業務委託
- 2 担当所属名
教育委員会事務局 総務部 学校事務支援室
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区竹田鳥羽殿町6番地
京セラコミュニケーションシステム株式会社
- 6 契約金額（税込み）
5,808,000円
- 7 契約内容
京都市立紫野高等学校他計4校の教育用パソコン等の保守管理業務委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
令和4年3月31日まで契約していた教育用パソコン等の保守管理業務を1年間延長するにあたり、これまで契約していた業者（京セラコミュニケーションシステム株式会社）でなければ、教育用パソコン等の保守や管理を適切に担うことができないため、同社と随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市教育委員会データセンターの使用に係る個別契約
- 2 担当所属名
教育委員会事務局総務部学校事務支援室
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸三条上ル場之町604
西日本電信電話株式会社京都支店
- 6 契約金額（税込み）
34,018,600円
- 7 契約内容
京都市教育委員会データセンターの運用に必要な施設及び設備の賃貸借
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都市教育委員会の情報システムが京都市データセンターで運用する情報システムとローカルエリアネットワークにより接続するため、同データセンターと同じ施設内に京都市教育委員会データセンターを設置する必要があり、当該施設を提供するのが西日本電信電話株式会社京都支店であるため同社と随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
LTEデータ通信回線サービス提供業務
- 2 担当所属名
教育委員会事務局総務部学校事務支援室
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日～令和5年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市淀川区宮原三丁目4番30号
S k y株式会社
- 6 契約金額（税込み）
64,800,000円
- 7 契約内容
LTEデータ通信回線サービス提供業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
LTE通信環境の提供にあたっては、端末にSIMカードを挿入し、設定等を施す必要があるが、令和2年度の契約時点において、既にSIMカードの挿入、設定等を端末に施している状況にあり、既存SIMカード等の流用が可能な状況にある。
流用にあたっては、令和2年度に契約した相手方を引き続き契約先とする必要があることから、Sky株式会社を相手方として選定したものである。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度京都市教育ネットワークシステム追加運用保守業務委託
- 2 担当所属名
教育委員会事務局総務部学校事務支援室
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和4年12月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市中央区本町2-5-7
アライドテレシス株式会社
- 6 契約金額（税込み）
188,100,000円
- 7 契約内容
GIGAスクール構想の早期実現に伴い必要となった、学習系等の運用管理業務について業務委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務委託は、GIGAスクール構想の実現に伴い、端末数の増大、運用対象の増加等が発生することから、光京都ネット運用管理業務追加部分について新たに契約するものであり、京都市教育ネットワーク（光京都ネット）システム運用業務と一体として管理する必要がある。
同運用業務と本業務を一体的に管理し、運用することが可能なのは、現行契約の受託者であるアライドテレシス株式会社のみであることから、当該事業者を相手方として選定する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
光京都ネットG I G Aスクールサービス提供に係る個別契約について
- 2 担当所属名
教育委員会事務局総務部学校事務支援室
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日～令和5年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
光京都ネットG I G Aスクールサービス提供に関するコンソーシアム
京都市中京区烏丸三条上ル場之町604
西日本電信電話株式会社
- 6 契約金額（税込み）
66,054,120円
- 7 契約内容
学習系ネットワークからのインターネットへのアクセス方法をローカルブレイクアウト方式（学校から直接インターネットにアクセスする）とするもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
ローカルブレイクアウトの実施に当たり適切な通信サービスが提供されること、引続きデータセンター集約方式による通信を行う事務系ネットワーク回線等との適切な連携が図られる必要があり、当該サービスの提供を行うことができるのは西日本電信電話株式会社京都支店を代表とする光京都ネットG I G Aスクールサービス提供に関するコンソーシアムのみであるため。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度 教職員人給庶務事務システム保守・運用支援業務
- 2 担当所属名
教育委員会事務局総務部学校事務支援室
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から同4年8月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
24,489,795円
- 7 契約内容
教職員の人事，服務管理，給与管理を行うシステムの保守管理
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
 - (1) 教職員人給庶務事務システム（以下「本システム」という。）は，平成29年4月から教育委員会学校事務支援室，教職員人事課及び総務課で学校等に在籍する教職員の人事管理・給与支給を行っているものであり，本システムの導入にあたっては，競争入札により落札した日本電気株式会社が代表するコンソーシアムが当初開発した。
 - (2) 本件委託業務の主な内容は，既に提供を受け稼働している本システムの運用支援，設定変更，障害対応等の保守を行うものである。
 - (3) 本システムに障害が発生した際には，プログラム修正を伴う作業を実施する必要があるが，これらの作業は各業務システム（人事，給与，庶務）全体に多大な影響があるため，各業務システムの設計についても熟知している同社が代表するコンソーシアム以外に履行できない。
 - (4) 京都市データセンターに，システム機器類（サーバー：日本電気株式会社製）を設置し，既存の京都市教育ネットワークシステムのLANを通じて各所属端末等と接続のうえ運用しているが，本システムを構成する各業務システム（人事，給与，庶務）の稼働に必要なハードウェアの性能管理，ソフトウェア製品の構成管理において，日本電気株式会社製のハードウェアに関する知識・技量はもちろんのこと，本システムの設定情報などについても熟知している必要があり，同社が代表するコンソーシアム以外に履行できない。

(5) 以上のとおり、本件委託業務については、既に契約した役務に接続して提供を受ける同種の役務であり、かつ、同社が代表するコンソーシアム以外の者から調達した場合に著しい支障が生じるおそれがあるため、同社が代表するコンソーシアムを委託先として随意契約するものである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
情報漏洩防止システムの賃貸借（平成29年度開始分）（令和4年度再リース）
- 2 担当所属名
教育委員会事務局総務部学校事務支援室
- 3 契約締結日
令和4年8月31日
- 4 履行期間
令和4年9月1日～令和5年6月30日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8
NECキャピタルソリューション株式会社
- 6 契約金額（税込み）
6,048,900円
- 7 契約内容
情報漏洩防止システムにおけるソフトウェアライセンスの賃貸借
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
平成29年9月1日からNECキャピタルソリューション株式会社と60箇月のリース契約を締結し、当該契約は令和4年8月31日をもって満了した。
しかしながら、当該システムで暗号化した端末の復号化のため、引き続き使用する必要があり、当該契約に係るハードウェアのサポート保守満了時（令和5年6月30日）の10箇月の再リース契約を締結するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
物理認証デバイスによるユーザ認証機能付きサーバシステム運用業務
- 2 担当所属名
教育委員会事務局総務部学校事務支援室
- 3 契約締結日
令和4年8月31日
- 4 履行期間
令和4年9月1日～令和4年12月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
6, 116, 000円
- 7 契約内容
教職員が端末ログイン時に使用する物理認証デバイスの管理及びユーザ認証機能付きサーバシステムの運用業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本契約については、現に使用しているシステムを引き続き利用するためのものであり、システムをサポートを行える業者が日本電気株式会社のみのため。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市立中学校（校区内小学校含む）給食校外調理等業務委託（第1ブロック）
- 2 担当所属名
教育委員会事務局体育健康教育室
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市左京区一乗寺向畑町8
デリカハウス株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（当初） 157,731,583円
（変更後）162,663,583円
- 7 契約内容
京都市立中学校における学校給食校外調理等の業務委託
- 8 随意契約の理由
中学校給食業務は、心身の成長期にある中学生の健やかな育ちのため、栄養バランスはもちろん、安全・安心な給食を安定的に提供することを目的としている。
そのため本市では、厚生労働省が定める「大量調理施設衛生管理マニュアル」及び文部科学省が定める「学校給食衛生管理基準」に基づき、必要な履行能力等について定めた「京都市立中学校給食校外調理委託業者登録審査基準」を策定し、登録申請を随時受け付けて施設・設備の実地調査等を十分行ったうえ、学校長会や保護者代表、本市食品衛生部局代表などで構成する「京都市立中学校給食校外調理委託業者登録審査委員会」において登録業者を認定し、その中から各業務の委託業者を選定している。
このように、本件において、価格競争のみでは中学校給食の安全性を確保する等の目的を達成できる業者を適切に選定できないことから、競争入札に適しないものとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結している。
随意契約の締結に当たっては、上述の登録業者に対して見積合せへの参加を通知し、競争入札の実施方法に準じて見積合せを実施した結果、当該ブロックにおいて最低見積価格を提示したデリカハウス株式会社を委託先として選定し、その後、さらに価格交渉を行い、契約価格を決定した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他
今後、他都市事例等を踏まえてプロポーザルへの変更を検討中。

随意契約締結結果報告書

1 件名
京都市立中学校（校区内小学校含む）給食校外調理等業務委託（第2ブロック）

2 担当所属名
教育委員会事務局体育健康教育室

3 契約締結日
令和4年4月1日

4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区西九条西柳ノ内町2
株式会社ファーストフーズ

6 契約金額（税込み）
（当初） 147,178,150円
（変更後） 152,485,150円

7 契約内容
京都市立中学校における学校給食校外調理等の業務委託

8 随意契約の理由

中学校給食業務は、心身の成長期にある中学生の健やかな育ちのため、栄養バランスはもちろん、安全・安心な給食を安定的に提供することを目的としている。

そのため本市では、厚生労働省が定める「大量調理施設衛生管理マニュアル」及び文部科学省が定める「学校給食衛生管理基準」に基づき、必要な履行能力等について定めた「京都市立中学校給食校外調理委託業者登録審査基準」を策定し、登録申請を随時受け付けて施設・設備の実地調査等を十分行ったうえ、学校長会や保護者代表、本市食品衛生部局代表などで構成する「京都市立中学校給食校外調理委託業者登録審査委員会」において登録業者を認定し、その中から各業務の委託業者を選定している。

このように、本件において、価格競争のみでは中学校給食の安全性を確保する等の目的を達成できる業者を適切に選定できないことから、競争入札に適しないものとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結している。

随意契約の締結に当たっては、上述の登録業者に対して見積合せへの参加を通知し、競争入札の実施方法に準じて見積合せを実施した結果、当該ブロックにおいて最低見積価格を提示した株式会社ファーストフーズを委託先として選定し、その後、さらに価格交渉を行い、契約価格を決定した。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他
今後、他都市事例等を踏まえてプロポーザルへの変更を検討中。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市立中学校（校区内小学校含む）給食校外調理等業務委託（第3ブロック）
- 2 担当所属名
教育委員会事務局体育健康教育室
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区西九条西柳ノ内町2
株式会社ファーストフーズ
- 6 契約金額（税込み）
（当初） 206,058,380円
（変更後） 211,995,380円
- 7 契約内容
京都市立中学校における学校給食校外調理等の業務委託
- 8 随意契約の理由
中学校給食業務は、心身の成長期にある中学生の健やかな育ちのため、栄養バランスはもちろん、安全・安心な給食を安定的に提供することを目的としている。
そのため本市では、厚生労働省が定める「大量調理施設衛生管理マニュアル」及び文部科学省が定める「学校給食衛生管理基準」に基づき、必要な履行能力等について定めた「京都市立中学校給食校外調理委託業者登録審査基準」を策定し、登録申請を随時受け付けて施設・設備の現地調査等を十分行ったうえ、学校長会や保護者代表、本市食品衛生部局代表などで構成する「京都市立中学校給食校外調理委託業者登録審査委員会」において登録業者を認定し、その中から各業務の委託業者を選定している。
このように、本件において、価格競争のみでは中学校給食の安全性を確保する等の目的を達成できる業者を適切に選定できないことから、競争入札に適しないものとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結している。
随意契約の締結に当たっては、上述の登録業者に対して見積合せへの参加を通知し、競争入札の実施方法に準じて見積合せを実施した結果、当該ブロックにおいて最低見積価格を提示した株式会社ファーストフーズを委託先として選定し、その後、さらに価格交渉を行い、契約価格を決定した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他
今後、他都市事例等を踏まえてプロポーザルへの変更を検討中。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市立総合支援学校給食校外調理等業務委託（第1ブロック）
- 2 担当所属名
教育委員会事務局体育健康教育室
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市左京区一乗寺向畑町8
デリカハウス株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（当初） 85,581,622円
（変更後） 87,197,622円
- 7 契約内容
京都市立総合支援学校における学校給食校外調理等の業務委託
- 8 随意契約の理由
総合支援学校給食業務は、健やかな育ちのため、栄養バランスはもちろん、安全・安心な給食を安定的に提供することを目的としている。
そのため本市では、厚生労働省が定める「大量調理施設衛生管理マニュアル」及び文部科学省が定める「学校給食衛生管理基準」に基づき、必要な履行能力等について定めた「京都市立総合支援学校給食校外調理委託業者登録審査基準」を策定し、登録申請を随時受け付けて施設・設備の現地調査等を十分行ったうえ、学校長会や保護者代表、本市食品衛生部局代表などで構成する「京都市立総合支援学校給食校外調理委託業者登録審査委員会」において登録業者を認定し、その中から各業務の委託業者を選定している。
このように、本件において、価格競争のみでは中学校給食の安全性を確保する等の目的を達成できる業者を適切に選定できないことから、競争入札に適しないものとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結している。
随意契約の締結に当たっては、上述の登録業者に対して見積合せへの参加を通知し、競争入札の実施方法に準じて見積合せを実施した結果、当該ブロックにおいて最低見積価格を提示したデリカハウス株式会社を委託先として選定し、その後、さらに価格交渉を行い、契約価格を決定した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市立総合支援学校給食校外調理等業務委託（第2ブロック）
- 2 担当所属名
教育委員会事務局体育健康教育室
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区西九条西柳ノ内町2
株式会社ファーストフーズ
- 6 契約金額（税込み）
（当初） 81,698,378円
（変更後） 82,982,378円
- 7 契約内容
京都市立総合支援学校における学校給食校外調理等の業務委託
- 8 随意契約の理由
総合支援学校給食業務は、健やかな育ちのため、栄養バランスはもちろん、安全・安心な給食を安定的に提供することを目的としている。
そのため本市では、厚生労働省が定める「大量調理施設衛生管理マニュアル」及び文部科学省が定める「学校給食衛生管理基準」に基づき、必要な履行能力等について定めた「京都市立総合支援学校給食校外調理委託業者登録審査基準」を策定し、登録申請を随時受け付けて施設・設備の現地調査等を十分行ったうえ、学校長会や保護者代表、本市食品衛生部局代表などで構成する「京都市立総合支援学校給食校外調理委託業者登録審査委員会」において登録業者を認定し、その中から各業務の委託業者を選定している。
このように、本件において、価格競争のみでは中学校給食の安全性を確保する等の目的を達成できる業者を適切に選定できないことから、競争入札に適しないものとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結している。
随意契約の締結に当たっては、上述の登録業者に対して見積合せへの参加を通知し、競争入札の実施方法に準じて見積合せを実施した結果、当該ブロックにおいて最低見積価格を提示した株式会社ファーストフーズを委託先として選定し、その後、さらに価格交渉を行い、契約価格を決定した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市立柘野小学校給食調理業務委託
- 2 担当所属名
教育委員会事務局体育健康教育室
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市淀川区宮原四丁目1番45号
フジ産業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
60,904,800円
- 7 契約内容
給食調理に係る給食物資の検品・検収、調理、配食、食器等の洗浄・消毒・保管、施設設備の日常清掃及び点検などを行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都市における給食事業は、京都の食文化や伝統など、「生きた教材」として食育を推進していることに加え、食中毒等、衛生管理上の事故の発生は、絶対に許されないことなどの事情を考慮すると、価格のみで契約相手方を決定するには適さないため、公募型プロポーザル方式により事業者を募集し、その結果、京都市の給食事業を十分に理解し、最も優れた事業内容を提案した事業者が同株式会社であったため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市立日野小学校給食調理業務委託
- 2 担当所属名
教育委員会事務局体育健康教育室
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市淀川区宮原四丁目1番45号 新大阪八千代ビル9階
フジ産業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
63,003,600円
- 7 契約内容
給食調理に係る給食物資の検品・検収、調理、配食、食器等の洗浄・消毒・保管、施設設備の日常清掃及び点検などを行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都市における給食事業は、京都の食文化や伝統など、「生きた教材」として食育を推進していることに加え、食中毒等、衛生管理上の事故の発生は、絶対に許されないことなどの事情を考慮すると、価格のみで契約相手方を決定するには適さないため、公募型プロポーザル方式により事業者を募集し、その結果、京都市の給食事業を十分に理解し、最も優れた事業内容を提案した事業者が同株式会社であったため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市立神川小学校給食調理業務委託
- 2 担当所属名
教育委員会事務局体育健康教育室
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市淀川区宮原四丁目1番45号
フジ産業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
73,260,000円
- 7 契約内容
給食調理に係る給食物資の検品・検収、調理、配食、食器等の洗浄・消毒・保管、施設設備の日常清掃及び点検などを行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都市における給食事業は、京都の食文化や伝統など、「生きた教材」として食育を推進していることに加え、食中毒等、衛生管理上の事故の発生は、絶対に許されないことなどの事情を考慮すると、価格のみで契約相手方を決定するには適さないため、公募型プロポーザル方式により事業者を募集し、その結果、京都市の給食事業を十分に理解し、最も優れた事業内容を提案した事業者が同株式会社であったため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市立久我の杜小学校給食調理業務委託
- 2 担当所属名
教育委員会事務局体育健康教育室
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市淀川区宮原四丁目1番45号
フジ産業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
67,280,400円
- 7 契約内容
給食調理に係る給食物資の検品・検収、調理、配食、食器等の洗浄・消毒・保管、施設設備の日常清掃及び点検などを行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都市における給食事業は、京都の食文化や伝統など、「生きた教材」として食育を推進していることに加え、食中毒等、衛生管理上の事故の発生は、絶対に許されないことなどの事情を考慮すると、価格のみで契約相手方を決定するには適さないため、公募型プロポーザル方式により事業者を募集し、その結果、京都市の給食事業を十分に理解し、最も優れた事業内容を提案した事業者が同株式会社であったため。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度学校給食業務に係る委託
- 2 担当所属名
教育委員会事務局体育健康教育室
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市右京区西京極宮ノ東町7の2
公益財団法人京都市学校給食協会
- 6 契約金額（税込み）
17,950,000円
- 7 契約内容
学校給食事業
（1）学校給食用副食物資の調達、斡旋
（2）学校給食用副食物資に係る食品管理衛生
（3）学校給食の奨励に必要な事業
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
公益財団法人京都市学校給食協会は、京都市立小学校の学校給食事業の運営を目的とした財団法人であり、1日約66,000食の小学校給食用副食物資の調達、斡旋が行える物資倉庫、保冷庫等の施設・設備を有し、学校ごとに必要数量を計算し円滑に配送できる。
また、入札により、新鮮・衛生的・安全な学校給食用物資を安価で一括購入し、物資の検収等、食品を厳格に衛生管理できる体制を有するのは当協会のみのため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
学校保健に関する調査・研究等の事業実施委託について
- 2 担当所属名
教育委員会事務局 体育健康教育室 学校保健担当
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市東山区大和大路通三条下る東入若松町393 元有濟小学校内
京都市学校保健会
- 6 契約金額（税込み）
6,784,000円
- 7 契約内容
本市の学校保健の充実を図るため、学校保健関係者の研修及び学校保健に関する調査・研究等の事業を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業の実施にあたっては、本市の学校保健についての十分な理解と、京都市立学校及び学校保健関係者と連携を図ることが不可欠である。
京都市学校保健会は、昭和40年1月に本市の学校医、学校歯科医、学校薬剤師をはじめとする学校保健関係者によって設立され、以来、学校保健の充実・発展に関する各種事業や活動を実施するとともに、学校現場に対して専門的な立場から指針を示すなど、本市の学校保健の充実・発展に実績があり、市立学校及び学校保健関係者と連携を図りながら事業を実施できる唯一の団体であるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和4年度京都市立学校（園）の飲料水、プール水及びプール循環ろ過装置の水質検査及びダニアレルゲン量、教室等の空気検査実施委託（環境衛生）

2 担当所属名

教育委員会事務局 体育健康教育室 学校保健担当

3 契約締結日

令和4年4月1日

4 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市東山区東大路通五条上る梅林町563
京都市学校薬剤師会

6 契約金額（税込み）

9,681,000円

7 契約内容

京都市立学校・幼稚園における学校保健安全法第5条及び第6条、同法施行規則第1条に規定された飲料水、プール水及びプール循環ろ過装置の水質検査並びにダニアレルゲン量、教室等の空気検査を実施すること。飲料水については、給水設備ごとに検査を実施する。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

学校保健安全法第23条第2項により、学校には学校薬剤師を置くことが規定されている。同法施行規則第24条は、学校薬剤師の職務執行の準則として、学校における環境衛生検査に従事し、学校環境衛生の維持及び改善に関し必要な指導や助言を行うこと等を規定している。

京都市立学校・幼稚園の学校薬剤師により構成される京都市学校薬剤師会は、こうした日常の職務により京都市立学校・幼稚園の環境衛生状態を熟知している唯一の団体であり、また、学校内の環境衛生は、児童生徒園児の感染症等と直結するため、学校幼稚園の環境衛生を熟知した相手方と緊密な連携をとりながら行う必要があるため、同団体と契約する。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度 京都市立学校児童・生徒心臓検診実施委託
- 2 担当所属名
教育委員会事務局 体育健康教育室 学校保健担当
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京東柵尾町6
一般社団法人 京都府医師会
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）41,232,576円
- 7 契約内容
京都市立学校児童・生徒の疾病の早期発見に努めるとともに、適切な指導・管理を行うため、学校保健安全法第13条及び第14条に基づく心臓検診を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
小学校から高等学校の時期は、身体の成長発達に著しい変化の見られる時期であり、運動の量と質の急激な変化が心臓への負担に影響があると言われている。このため、児童・生徒の突然死を未然に防止するため心臓検診を実施しているが、検診の検査情報を速やかに一括管理・処理するとともに、心臓疾患児童・生徒の管理指導について、本人、保護者、学校関係者、学校医及び主治医との連携を密に図ることが重要である。京都府医師会は、こうした対応ができる唯一の機関であるため、同機関と契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度 生徒結核検診及び学校教職員健康診断委託業務（上・中・左・東・山）
- 2 担当所属名
教育委員会事務局 体育健康教育室 学校保健担当
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区西ノ京左馬寮町28
一般財団法人 京都予防医学センター
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）26,652,606円
- 7 契約内容
生徒結核検診及び学校教職員健康診断を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
入札価格が予定価格を超過しており入札不調となったが、令和4年4月からの業務開始が必要であり、再度入札を行う時間的余裕がないことから、緊急に契約する必要があるため。なお、価格については交渉のうえ適正であることを確認済み。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

小栗栖中学校区小中一貫教育校施設整備事業及び西陵中学校区小中一貫教育校施設整備事業木材調達支援業務

2 担当所属名

教育委員会事務局 教育環境整備室

3 契約締結日

令和4年4月6日

4 履行期間

令和4年4月7日から令和5年9月29日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

兵庫県丹波市氷上町加茂72-1
NPO法人サウンドウッズ

6 契約金額（税込み）

5,833,300円

7 契約内容

小栗栖中学校区小中一貫教育校及び西陵中学校区小中一貫教育校施設整備工事に用いる木材数量等の精査、製造した木材に対する検査業務の支援、木材の製造工程における品質確認や納入スケジュールの調整等

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

委託業者は本業務委託を確実に遂行していくための必要な下記の条件すべてに合致しており、他に合致する事業者はないため。

- 構造材を市内産木材で調達し、京都府下の製材業者で加工可能な部材寸法とするため、京都府下の林業及び製材業の生産体制を熟知していること。
- 両事業の設計業務委託並びに別途発注する木材製造請負業務の発注者に対して、技術的な助言ができる木造特有の専門的な知見を有していること。
- 2校の整備事業の木材を同時期に調達する計画であり、両事業の調整が必要になるため、同様の木材調達支援業務（設計支援・調達監理）を行った実績を有していること。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

小栗栖中学校区小中一貫教育校施設整備工事及び西陵中学校区小中一貫教育校施設整備工事に伴う
木材製造請負業務

2 担当所属名

教育委員会事務局 教育環境整備室

3 契約締結日

令和4年6月22日

4 履行期間

令和4年6月23日から令和5年6月30日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都府京都市中京区西ノ京内畑町41-3
京都府木材協同組合連合会

6 契約金額（税込み）

276,430,000円

7 契約内容

小栗栖中学校区小中一貫教育校及び西陵中学校区小中一貫教育校施設整備工事に用いる木材の製造

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

請負業者は本業務を確実に遂行していくための必要な下記の条件すべてに合致する唯一の団体であり、他に合致する事業者はないため。

- 多量の市内産木材（JAS規格材）の供給が可能な体制を構築していること。
- 市内の森林で多量の原木の伐り出しを実施するノウハウや、計画的に木材を製造する工程管理を行う能力を有していること。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市立学校及び教育施設照明設備LED化簡易型ESCO事業（その3）
- 2 担当所属名
教育委員会事務局 教育環境整備室
- 3 契約締結日
令和4年9月30日
- 4 履行期間
令和4年9月30日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区東九条河西町15
株式会社 豊原電気土木
- 6 契約金額（税込み）
122,045,685円
- 7 契約内容
対象施設における照明設備LED化改修工事の設計、施工、維持管理
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、各業者におけるこれまでの実施実績を勘案するとともに、本業務における執行体制、取組方法等について総合的に判断する必要があるため、競争入札に適しないものであるため、プロポーザルによる随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
プロポーザル方式により、株式会社豊原電気土木が業務受託候補者として選定され、交渉の結果、受託者として最適であると判断されたため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度 京都市小中一貫学習支援プログラム
- 2 担当所属名
教育委員会事務局指導部学校指導課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市淀川区西宮原1丁目4番10号
東京書籍株式会社 関西支社
- 6 契約金額（税込み）
予定総額169,642,700円
- 7 契約内容
京都市立小学校・小中学校前期課程4～6年生及び京都市立中学校・小中学校後期課程1～3年生を対象に、確かな学力の定着・向上を図るため、学力検査や予習・復習教材を組み合わせた「京都市小中一貫学習支援プログラム」の業務を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務の委託業者の選定にあたっては、各業者のこれまでの受託実績を勘案するとともに、本業務における執行体制、取組方針等について、総合的に判断する必要がある、競争入札に適しないものであるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
公募型プロポーザルにて業務実施体制やこれまでの業務実績、提案内容等についての総合評価を行った結果、本件の受託者として最適であると判断した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
採点・集計ソフトウェア等教育系クラウドサービス提供業務
- 2 担当所属名
教育委員会事務局指導部学校指導課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都千代田区麹町2-1 PMO半蔵門ビル2F
株式会社シンプルエデュケーション
- 6 契約金額（税込み）
6,747,840円
- 7 契約内容
全中学校、義務教育学校における、採点作業の効率化、学習履歴分析の促進を図り、教職員の負担を軽減し、働き方改革を推進するため、採点・集計ソフトウェア等教育系クラウドサービスを導入するとともに、活用に向けた教員研修や問合せ対応等の支援・サポート業務を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務の委託業者の選定にあたっては、各業者の提案する採点・集計ソフトウェアの機能やこれまでの受託実績を勘案するとともに、本業務における執行体制、取組方針等について、総合的に判断する必要があり、競争入札に適しないものであるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
公募型プロポーザルにて機能やこれまでの業務実績、提案内容等についての総合評価を行った結果、本件の受託者として最適であると判断した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
個別学習向けデジタルドリル等教育系クラウドサービス提供業務委託
- 2 担当所属名
教育委員会事務局指導部学校指導課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都新宿区西新宿2-1-1新宿三井ビルディング
株式会社ベネッセコーポレーション
- 6 契約金額（税込み）
52,712,000円
- 7 契約内容
京都市立小・中・義務教育学校・総合支援学校の児童・生徒がデジタルドリル等を活用した学習を進め、本市における学びの充実と学力向上を図るため、教育系クラウドサービスを導入するとともに、その活用に向けた教員研修や問合せ対応等の支援・サポート業務を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務の委託業者の選定にあたっては、各業者の提案する教育系クラウドサービスの機能や、これまでの受託実績を勘案するとともに、本業務における執行体制、取組方針等について、総合的に判断する必要があるとあり、競争入札に適しないものであるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
公募型プロポーザルにて機能やこれまでの業務実績、提案内容等についての総合評価を行った結果、本件の受託者として最適であると判断した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
「華道体験活動事業」に係る業務の実施
- 2 担当所属名
教育委員会事務局指導部学校指導課
- 3 契約締結日
令和4年5月2日
- 4 履行期間
契約締結日から令和5年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区六角通烏丸西入骨屋町152-1
京都いけばな協会
- 6 契約金額（税込み）
19,600,000円（消費税及び地方消費税相当額含む）
- 7 契約内容
伝統文化教育の一環として、生活文化に根付く伝統文化（華道）を体験することで、豊かな人間性を育むとともに、次代の「担い手」「支え手」の育成を図り、本市学校教育の取組を一層推進するために実施する事業について、委託を実施する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業は、市立中学校全校において華道体験活動を実施（令和元年度から4年度までの年次計画）するものであり、各学校への講師・スタッフ派遣等を継続的・安定的に行う必要があることから、市内の全華道流派が属する京都いけばな協会を委託予定先とするものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8と同様
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市青少年科学センター整備工事ただし、展示棟空調設備その他改修工事
- 2 担当所属名
京都市青少年科学センター
- 3 契約締結日
令和4年6月29日
- 4 履行期間
契約の日の翌日から令和5年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市左京区北白川西町83
影近設備工業株式会社 代表取締役社長 影近 義之
- 6 契約金額（税込み）
172,590,000円
- 7 契約内容
京都市青少年科学センターの展示棟空調設備その他改修工事
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
入札に付したが有効な入札者がなく不成立となったため
（6社の入札があったが、うち5社が最低制限価格を下回ったことにより無効となり、1社が金額は適正であったものの、書類不備（工事实績要件の不適合）により無効となった。）
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
- 10 契約の相手方の選定理由
「京都市青少年科学センター整備工事 ただし、展示棟空調設備その他改修工事」について、一般競争入札により請負業者を募集し令和4年6月7日に開札したところ、有効な入札者がなく不成立となった。そこで、同一条件にて影近設備工業株式会社へ見積依頼及び価格交渉をした結果、入札額よりも低額で見積書の提出があり、見積額も予定価格内かつ応募条件を満たしていたため、当該業者を選定した。
- 11 その他

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費				
機械設備工事	1	式	133,540,796	
計			133,540,796	
共通費				
共通仮設費	1	式	4,118,151	
現場管理費	1	式	12,247,693	
一般管理費等	1	式	18,393,360	
計			34,759,204	
工事価格	1	式	168,300,000	
消費税等相当額	1	式	16,830,000	消費税率 10 %
工事費	1	式	185,130,000	

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
本部棟・展示棟	1	式	126,899,295	
計			126,899,295	

建築工事 種目別内訳

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
空調設備その他改修	1	式	3,384,155	
計			3,384,155	

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
電気設備工事	1	式	3,257,346	
計			3,257,346	

機械設備工事 科目別内訳

本部棟・展示棟							
名	称	数	量	単	位	金 額	備 考
空気調和設備		1			式	110,999,943	
自動制御設備		1			式	7,785,000	
給水設備		1			式	508,030	
ガス設備		1			式	332,100	
撤去工事		1			式	7,017,070	
発生材処理		1			式	257,152	
	計					126,899,295	

建築工事 科目別内訳

空調設備その他改修							
名	称	数	量	単	位	金 額	備 考
直接仮設		1			式	1,252,394	
建具改修		1			式	487,390	
内装改修		1			式	1,628,569	
塗装改修		1			式	15,802	
	計					3,384,155	

電気設備工事						
名	称	数	量	単位	金 額	備 考
電灯設備		1		式	854,837	
動力設備		1		式	2,402,509	
	計				3,257,346	

本部棟・展示棟					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
空気調和設備	機器設備	1	式	85,307,570	
空気調和設備	ダクト設備	1	式	5,447,020	
空気調和設備	配管設備	1	式	7,988,103	
空気調和設備	総合調整	1	式	566,550	
空気調和設備	冷却塔整備	1	式	11,690,700	
計				110,999,943	
自動制御設備	自動制御設備	1	式	7,785,000	
計				7,785,000	
給水設備		1	式	508,030	
計				508,030	
ガス設備	都市ガス設備	1	式	332,100	
計				332,100	
撤去工事		1	式	7,017,070	
計				7,017,070	
発生材処理		1	式	257,152	

機械設備工事 中科目別内訳

本部棟・展示棟					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
計				257,152	

建築工事 中科目別内訳

空調設備その他改修					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
直接仮設		1	式	1,252,394	
計				1,252,394	
建具改修	撤去	1	式	8,360	
建具改修	改修	1	式	479,030	
計				487,390	
内装改修	撤去	1	式	476,641	
内装改修	改修	1	式	1,151,928	
計				1,628,569	
塗装改修	改修	1	式	15,802	
計				15,802	

電気設備工事 中科目別内訳

電気設備工事					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
電灯設備	電灯分岐	1	式	854,837	
計				854,837	
動力設備	動力分岐	1	式	2,402,509	
計				2,402,509	

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度 京都市野外活動施設花背山の家の清掃・宿直等業務
- 2 担当所属名
教育委員会花背山の家事業課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日～令和5年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市左京区花脊別所町399
株式会社花背山の家協会 代表取締役 井上 公人
- 6 契約金額（税込み）
36,747,848円
- 7 契約内容
京都市野外活動施設花背山の家の清掃・宿直等業務に関する委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
野外活動施設花背山の家は、その建設に当たり市会の付帯決議（昭和60年3月予算市会議第1号に対する付帯決議）を受けており、その趣旨（過疎対策・雇用創設）が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
清掃・宿直等業務を受託し得る団体のうち、主たる構成員が地元出身者である株式会社花背山の家協会が、市会の付帯決議を満たす唯一の団体であるため。
- 11 その他
＜参考＞昭和60年3月予算市会議第1号に対する付帯決議
野外教育センター「山の家」の建設調査にあたっては、京都市域内で過疎対策の効果をも合わせ得られる場所を選び、自然に楽しめる市内北部に建設するよう努力すべきである。

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市立総合支援学校スクールバス運行業務委託
(新型コロナウイルス感染拡大防止増車4台分)

2 担当所属名

教育委員会事務局 指導部 総合育成支援課

3 契約締結日

令和4年4月1日

4 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市南区上鳥羽北花名町1-1 エムケイ観光バス株式会社

6 契約金額(税込み)

35,178,000円

7 契約内容

北総合支援学校及び西総合支援学校に就学している障害のある児童生徒のうち、単独でバスや電車などの公共交通機関を利用して通学することが困難な児童生徒の安全な登校を確保するためのスクールバス4台の運行業務委託(マイクロバスの配車を含む。)

8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)

現在、総合支援学校のスクールバス全体の運行業務委託業務契約(令和4年度から3年間の長期継続契約を締結しているもの。以下「全体契約」という。)をエムケイ観光バス株式会社と締結しているが、追加契約の相手方選定にあたっては、業務を履行し得ることや、過去の業務実績があることを前提とし、スクールバスの安全、確実な運行を行うために、総合支援学校ごとの各バスが密接に連携をとり、一体的に運行することが必須の条件となる。具体的には、以下の①、②が必要となる。

- ① 全体契約において、各総合支援学校の運行路線等の策定を行うこととなっているが、各総合支援学校の運行路線等の策定にあたっては、追加契約で運行する4台も含め、スクールバス全体で運行路線等の策定を行う必要がある。
- ② 全体契約では学校ごとに現場責任者を選任することとしているが、安全な運行、確実な業務の履行のため、北総合支援学校及び西総合支援学校においては、同一の現場責任者が追加契約に係る4台の運行業務についても現場を指揮することが必要である。

以上の条件を満たす業者は、エムケイ観光バス株式会社1社に特定されるため、契約の相手方として選定した。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号
 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和4年度 障害のある市民の成人講座について
- 2 担当所属名
教育委員会指導部総合育成支援課
- 3 契約締結日
令和4年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市北区紫野花ノ坊町11番地
公益社団法人京都府視覚障害者協会
- 6 契約金額（税込み）
8,788,600円
- 7 契約内容
視覚障害者成人社会教育事業（社会復帰及び社会適応性の向上）
 - 1 成人を対象とした講座
 - 2 指導者研修会
 - 3 女性を対象とした講座
 - 4 青年を対象とした講座
 - 5 コミュニケーション援助を目的とした講座
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

視覚に障害のある市民の生涯学習機能の拡充を図ることを目的として開設する成人講座においては、障害特性を理解し、点字指導、パソコン講座を中心とした学習指導に関する知識と経験を備えた研究者・指導者が多数必要である。また、基礎的知識、技術、態度を養う継続的な学習や、婦人学級等のクラブ活動を通して、余暇の活用、趣味の拡充を図ることにより、社会的・職業的自立、地域コミュニティづくりの促進をより確かなものとするのに適した施設環境が必要である。

このような事業を実施するにあたり、長年にわたり、成人学級、指導者研修等を実施するとともに、地域に根ざした講演会、クラブ活動等の事業を全市的に実施でき、上記のような指導者としての資質を備えた会員で構成されている京都府視覚障害者協会は、事業実施が可能な唯一の団体であるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市立呉竹総合支援学校児童生徒等の京都市立桃陽総合支援学校への送迎を行うスクールバスの運行業務

2 担当所属名

教育委員会指導部総合育成支援課

3 契約締結日

令和4年4月1日

4 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市南区上鳥羽北花名町1-1 エムケイ観光バス株式会社

6 契約金額（税込み）

（予定総額）14,256,000円

7 契約内容

呉竹総合支援学校の児童生徒等が桃陽総合支援学校の学校施設を使用するため両学校間の送迎を行う（呉竹総合支援学校が全面建替の工事期間中のため、グラウンド・プール等の施設を従来どおりに使用できないことから、代替施設として桃陽総合支援学校の施設を使用）。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

現在、京都市立総合支援学校の児童生徒の登下校に係るスクールバス運行業務委託業務契約（令和4年度から3年間の長期継続契約を締結しているもの。以下「全体契約」という。）をエムケイ観光バス株式会社と締結しているが、本契約（以下「追加契約」という。）は、呉竹総合支援学校の児童生徒等が桃陽総合支援学校の学校施設を使用するため両学校間の送迎を行うものである（呉竹総合支援学校が全面建替の工事期間中のため、グラウンド・プール等の施設を従来どおりに使用できないことから、代替施設として桃陽総合支援学校の施設を使用）。

全体契約では学校ごとに現場責任者を選任することとしている。追加契約に係るバス運行は児童生徒の学習状況や出席状況や体調によって変わり、学校と受託者とは頻繁な連絡調整が必要となる。安全な運行、確実な業務の履行のため、呉竹総合支援学校においては、同一の現場責任者が追加契約に係る運行業務についても現場を指揮することが必要である。

上記の条件を満たす業者は、エムケイ観光バス株式会社1社に特定されるため、契約の相手方として選定した。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

11 その他